沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務委託契約書（案）

　沖縄県知事　玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、「沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務委託」に関する業務を甲が乙に委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務委託企画提案仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

（名称等）

第２条　委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

　（１）委託業務の名称　　沖縄県ネットワーク等全体最適化計画策定業務委託

　（２）契　約　期　間　　契約締結日から令和８年３月31日まで

（契約金額）

第３条　前条に定める業務委託料は金〇〇円とする。

　（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は金〇〇円とする）

　（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第１項及び第28条の規定並び　　　　　に地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10　　　　を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第４条　沖縄県財務規則第101条第２項第〇号の規定により、契約保証金は免除する。

（業務計画）

第５条　乙は、仕様書で定める書類を契約締結の日から仕様書に定める期日内に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第６条　乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

２　乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

３　前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

４　第２項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である４月１日から翌年３月31日までの１年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して５年間とする。

（検査）

第７条　乙は、委託業務を完了したときは、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）、「委託業務完了報告書」及び「委託業務経費使用明細書」を甲に速やかに提出し、報告しなければならない。

２　甲は、前項の報告を受けたときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

３　甲は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所（乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ）に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

４　甲は、第２項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

５　乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

６　甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第３項の検査に立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

７　甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して５年間とする。

（額の確定）

第８条　甲は、前条第２項及び第３項の検査の結果、前条第１項に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第９条　乙は、前条第１項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

２　甲は、第１項及び第２項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

３　甲は、前項の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

４　甲の責に帰すべき事由により、委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

（著作権）

第10条　この契約に基づいて作成されるデータ、提出物等の著作権及び所有権はすべて甲に帰属する。ただし、乙の既存の著作物が提出物等に含まれている場合、当該既存著作物の著作権は乙に留保されるものとし、乙は当該既存著作物について、甲及び甲の指定する者に対し、無償かつ無期限で使用する権利を許諾する。また、第三者の著作権その他の権利に抵触するものを提出物に含める場合の取り扱いについては、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、乙の責任と費用をもって処理するものとする。

（報告等）

第11条　甲は必要とあるときには、乙に対して委託業務の処理状況、その他必要な報告を求め、また、必要な指示をすることができる。

（一括再委託等の禁止）

第12条　乙は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

３　乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

　　ただし、甲が仕様書で示した「その他簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。

４　乙は、前項により第三者に委任し、または請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について、全責任を追うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（委託業務の変更中止等）

第13条　甲は必要があると認めるときには、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託期間、または、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（乙の履行遅延の場合における違約金）

第14条　甲は、乙の責めに帰するべき理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期日の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、沖縄県財務規則第109条第１項の規定に基づく率で計算した金額を違約金として徴収する。

（契約解除）

第15条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

　(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき｡

　(2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

　(3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

　(4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

　(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求する

　ことができる。

（契約違反に係る損害賠償）

第17条　甲は、乙がこの契約に違反し甲に著しい損害を与えた場合、この契約の一部ま　たは全部を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約料金額の10分の１に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

（契約不適合責任）

第18条　甲は、本契約履行の結果及び成果物に関して、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、検査合格日から１年以内に乙に対してその旨を通知し、相当の期間を定めて不適合部分の補修を請求し、又は補修に代え損害の賠償、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（個人情報の保護）

第19条　乙は、委託業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報保護取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（セキュリティポリシーの遵守）

第20条　乙は、本契約に基づき業務を遂行するに当たって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

２　乙は、業務の遂行に当たって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

（守秘義務）

第21条　甲及び乙は、この契約の履行に関し、開示に際して秘密と指定した相手方の秘密について、別記「秘密保持特記事項」を遵守しなければならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

（天災等による契約不履行）

第22条　乙は、天災等の事故のため契約の履行が出来ない場合には、甲と協議するもの　とする。

(労働関係法例の遵守及び調査)

第23条　乙は労働基準法、最低賃金法等労働関係法令を遵守しなければならない。

２　甲は本契約の履行に関し必要があると認めるときは乙に対して受託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

（管轄裁判所）

第24条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協議）

第25条　この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

　この契約を証するために、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

　　　沖縄県知事　　玉 城　康 裕

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙